消防防災関係資格者講習運営委員会規程

制 定 平成15年 2月25日消安セ規程第4号 改正経過 平成16年 6月 1日消安セ規程第19号 一部改正 平成20年11月13日消安セ規程第14号 一部改正 平成25年 4月 1日消安セ規程第1号 一部改正 令和6年10月1日消安セ規程第21号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)に設置する消防防災関係資格者講習運営委員会(以下「委員会」という。)の運営等に関し必要な事項について定める。

(対象となる講習)

- 第2条 委員会で取り扱う講習は、次の各号に掲げる講習とする。
 - (1) 消防法施行規則第4条の2の5第2項において準用する消防法施行規則第1条の4 第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件(平成16年消 防庁告示第17号)に基づき、安全センターが登録講習機関として実施する防火対象物 点検資格者講習
 - (2) 消防法施行規則第31条の7第2項において準用する消防法施行規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件(平成16年消防庁告示第18号)に基づき、安全センターが登録講習機関として実施する消防設備点検資格者講習
- (3) 可搬消防ポンプ等整備資格者に係る講習について(平成13年消防消第81号、消防予 第109号、消防危第54号)に基づき、安全センターが実施する可搬消防ポンプ等整備資 格者講習
- (4) 消防法施行規則第4条2の13第3号に基づき、同条第1号及び第2号に掲げる者に 準ずる者を定める件(平成20年消防庁告示第14号)及び自衛消防組織の業務に関する 講習の実施細目を定める件(平成20年消防庁告示第16号)に基づき、安全センターが 登録講習機関として実施する自衛消防組織の業務に関する講習
- (5) 消防法施行規則第51条の13第2項において準用する同規則第1条の4第10項の規定 に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件(平成20年消防庁告示第21 号)に基づき、安全センターが登録講習機関として実施する防災管理点検資格者講習
- (6) 消防法施行規則第33条の17第3項に基づき、工事整備対象設備等の工事又は整備に 関する講習の実施細目を定める件(平成16年消防庁告示第25号)に基づき、安全セン ターが指定講習機関として実施する消防設備士講習

(委員会の業務)

- 第3条 委員会は、安全センター理事長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 講習の実施計画に関する事項
 - (2) 手数料に関する事項
 - (3) 講習のテキストその他の教材に関する事項
 - (4) 修了考査及び効果測定の問題の作成方針に関する事項
 - (5) 修了考査及び効果測定の合否判定の基準に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、講習の運営に関する重要な事項

(委員の委嘱等)

- 第4条 委員会は、15名以内の委員をもって構成し、学識経験者等のうちから理事長 が委嘱し、又は任命する。
- 2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、 再任を妨げない。
- 3 委員会に委員長を置き、委員のうちから理事長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がこれを代理する。 (専門委員会等)
- 第5条 講習用テキストその他の教材、考査問題等の作成及び改訂のため、別に定めるところにより、第2条各号に掲げる講習ごとに教材等作成専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
- 2 専門委員会に、必要に応じて幹事会を置くことができる。
- 3 専門委員会及び幹事会の運営等については、理事長が定める。

附則

この規程は、平成15年2月25日から実施する。

附則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成20年11月13日消安セ規程第14号)

この規程は、自衛消防業務講習及び防災管理点検資格者講習の実施機関として、 総務大臣の登録を受けた日(平成20年12月19日)から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から実施する。

附則

この規程は、令和6年10月1日から実施する。